

結婚等祝い品贈呈事業に関する覚書

(協議)

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

東浦町（以下「甲」という。）と、杉原ぶどう園（以下「乙」という。）は、結婚等祝い品贈呈事業に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、結婚等の新たな門出を迎えた住民等に対して祝い品を贈呈する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

（連携内容）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、窓口等で手続きを行う住民等に対し、事業に関する情報を提供し、乙は、結婚等祝い品の受取希望のある住民等に対し、結婚等祝い品を贈呈する。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、協議を行うものとし、連携内容の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20番地
東浦町
東浦町長 神谷 明彦



乙 愛知県知多郡東浦町大字緒川字桐池壱区 14番地の1
杉原ぶどう園
杉原 和嘉雄

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定書の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の意志表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（解除）

第4条 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解除予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本覚書を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対し、本覚書の解除に関して、何らの損害の賠償を求めるることはできない。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本覚書に基づく活動に関し知り得た情報について、本覚書の有効期間内及び有効期間終了後であっても、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。